

## =お知らせ=

### 点検整備推進 Web キャンペーンの実施について

自動車点検整備推進運動の全国展開において、(一社)山梨県自動車整備振興会では10月1日～10月31日の間、下記のとおり「点検整備推進Webキャンペーン」を実施致します。

新聞広告・Web広告(Yahoo!・Google・YouTube)・振興会HP等でPR展開いたしますので、ぜひ多くの自動車ユーザーの方にお知らせ下さい。

なお、下記チラシを各工場に一部ずつ配布しますので、ご活用下さい。

**抽選で**  
山梨県  
在住の方  
限定

**クイズに  
正解して  
豪華賞品!  
を当てよう!**

**点検整備推進  
キャンペーン**

「ただいま」の笑顔のためにマイカー点検

応募期間 2025年10月1日(水)  
～10月31日(金)

**富士急ハイランド  
ワンデイパス**  
4組8名  
**A賞**

**車検・定期点検  
5,000円  
割引  
クーポン**  
100名  
**B賞**

**オリジナルデザイン  
Quoカード  
1,000円分**  
50名  
**C賞**

**応募方法**

- 2つのクイズに挑戦!
- 回答を応募フォームから送信!

ご応募くださった個人情報はプレゼント当選時の連絡・発送業務に利用させていただきます。  
当選の場合は入力した住所にプレゼントが届きます。  
※当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

応募は  
10月1日(水)  
から

山梨県自動車整備振興会 検索

**(一社)山梨県自動車整備振興会** 〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 790 番地  
TEL:055-262-4422

# 自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を重点期間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。

## 令和7年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 抜粋

### 【目的】

我が国の自動車保有台数は令和6年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いている。大型バスにおいても、少數ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

### 【重点項目】

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発(特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く)
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

#### \*関東ブロック連絡協議会共同広報ラジオCMの展開について

令和7年度も「菊池桃子」をCMキャラクターに起用し、ラジオCM（山梨放送・FM FUJI）による広報活動を展開しますのでご承知置き下さい。

# スピードメータ検査時の申告方法を パッシングから「ボタン」へ 変更します

変更日以降は全車両「ボタン」による申告になります。

**変更日：令和7年10月1日**

他事務所・支所においても令和7年度に順次ボタンによる申告に変更していきます。  
ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。



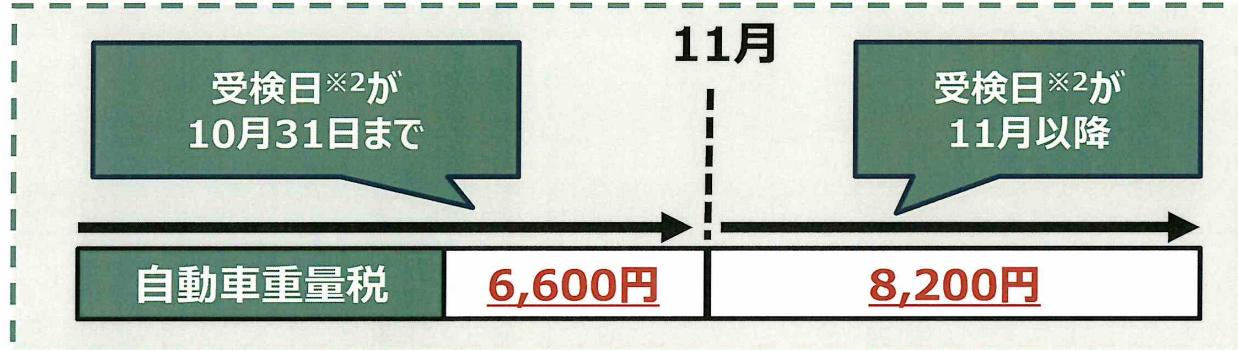
軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

山梨事務所

租税特別措置法施行令改正<sup>※1</sup>に伴い  
**13年経過又は18年経過の軽自動車**  
にかかる自動車重量税の重課適用月が  
**12月から11月に変更**されます

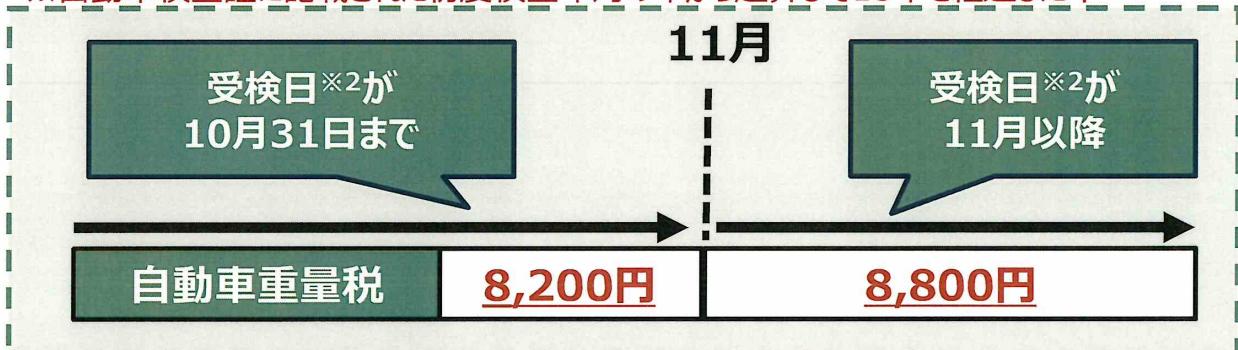
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、  
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。  
<https://www.kei-nextmvtt.jp/>



# 検査時間のお知らせ

受検者の皆様には日頃、検査業務にご協力いただきありがとうございます。

この度、検査機器の更新に伴い以下の日程で2コースを閉鎖いたします。

そのため、令和7年10月1日以降は午前中の検査時間を12時00分までとします。並ばれた場合であっても検査コースに入場は出来ません。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

## 【コース閉鎖日程】

令和7年10月1日（水）～  
令和8年1月末

独立行政法人自動車技術総合機構  
関東検査部 山梨事務所

## 令和7年度下半期 整備管理者 選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

### 令和7年度下半期 整備管理者 選任前研修実施計画

1. 実施日 (第1回) 令和7年10月15日 (水)  
(第2回) 令和7年11月19日 (水)  
(第3回) 令和7年12月17日 (水)  
(第4回) 令和8年 1月14日 (水)  
(第5回) 令和8年 2月18日 (水)

※新型インフルエンザ等の感染症の影響により開催が中止になる可能性があります。

2. 時間 (各実施日共通)  
受付時間 13:10～13:30  
研修時間 13:30～15:40



3. 会場 山梨運輸支局 (A棟) 2階会議室  
(山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9)

4. 受講対象者 整備管理者として選任を予定されている方。  
※次の条件の方は受講する必要がありません。  
・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。  
・自動車整備士の資格をお持ちの方。

5. 申込み方法 研修実施日の1週間前まで (期間厳守) にインターネット予約システムで申込み、各回とも1か月前より申込開始となります。  
(※当日の申し込みは受理できません。)

6. 申込先 <https://seminar-reservation.jp/seminar>  
システムの問合せについては、問合せフォームを御利用ください。

※ 上記問い合わせフォームからは研修内容等についてはお答えできませんので、研修内容については支局にお問い合わせください。

※ 予約システムで受講予約が完了すると予約番号が発行されます。予約番号が発行されない場合は予約が完了していないため、入力内容を確認し、受講予約を完了するようお願いします。

研修に関する問合せ先

山梨運輸支局 保安担当 (TEL 055-261-0880【3】)

7. 受講料 無料

8. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができる公的書類  
②受講票  
③筆記用具

9. その他 ①研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。  
②常時換気扇を使用して開催するため、熱中症又は防寒対策をお願いします。  
③指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

## 令和7年「秋の全国交通安全運動」の実施について

9月21日（日）～9月30日（火）までの10日間、令和7年「秋の全国交通安全運動」が実施されます。つきましては、各事業場におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

### ◇期間

9月21日（日）～9月30日（火）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

### ◇全国交通安全運動の目的・重点目標

#### 1. 運動の目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

#### 2. 運動の重点目標

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- (4) 高齢運転者の交通事故防止（本県重点）

### ◇運動のスローガン

「守るのは マナーと家族と 君の明日」

## 点検整備済ステッカーの価格改定について

点検整備済ステッカーについては、定期点検整備促進運動の一環として『定期点検整備促進対策要綱』に基づき、自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、国土交通省等の指導のもと、定期点検整備を実施した自動車の前面ガラス等に貼付しているところです。

しかしながら、点検整備済ステッカーの仕入れ先である日整連より、原材料価格の高騰に加え、運送費用等の上昇や副資材の調達コスト上昇も続いていることから、価格改定の通知がありました。

当会においても、自助努力だけではコスト増を吸収できない状況となるため、やむを得ず下記のとおり頒布価格の改定を行います。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

### 記

#### 1. 価格改定 対象及び実施日

- ・ 8年点検整備済ステッカー；令和7年11月1日頒布分から
- ・ 9年点検整備済ステッカー；令和7年11月頒布開始分から

※ 7年点検整備済ステッカーについては価格改定なし

9年点検整備済ステッカー以降についても改定価格にて頒布

#### 2. 価格改定金額

・税込50円（現状税込38円⇒50円）